就業女性向けフリーペーパー移住PR広告掲載・リーフレット制作 業務委託 プロポーザル募集要項

我孫子市プロポーザル実施要綱(平成20年告示第24号)に基づき、次のとおり募集します。

1 事業概要

- (1) 事業名 就業女性向けフリーペーパー移住PR広告掲載・リーフレット 制作業務委託(以下本文で「事業」という。)
- (2) 事業概要 我孫子市への移住促進を目的とした、都心で働く女性向けフリーペーパーへの移住PR広告掲載、同紙のウェブ媒体への掲載、ならびに同広告を活かした移住PRリーフレットの制作業務
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日

2 事業内容の詳細

「就業女性向けフリーペーパー移住PR広告掲載・リーフレット制作業務委託仕様書」のとおり。我孫子市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードのこと。

3 参加資格

- (1) 令和6年4月1日において、我孫子市における入札参加資格者名簿の「委託」 の大分類「11(広告・催事)」の中分類「04(広報誌製作)」に登録があ ること
- (2) 地域要件の有無:無し
- (3) 受注実績の有無:公告の日から起算して過去5年以内に国及び地方公共団体 のシティプロモーションを目的としたパンフレット及び冊子制作の受注実績 があること
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定 による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止 の処分を受けていないこと。
- (5) 募集開始の日から受託者の特定の日までの間、我孫子市建設工事等請負業者

指名停止要綱(平成15年訓令第8号)第2条第1項の規定による指名停止の 措置又は我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成27年告示第84 号)第4条第1項に規定する指名除外措置を受けていないこと。

- (6) 受託者の特定の目前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形 交換所による取引停止処分を受けた者にあっては、当該処分の日から2年を経 過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てに係る株式会社にあっては、同法第41条第1項の規定による更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てに係る債務者にあっては、同法第33条第1項の規定による再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 募集開始の日から過去3か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。
- (10) 役員等(参加者が個人である場合には当該個人又はその経営に実質的に関与している者と、参加者が法人である場合にはその役員、支店若しくは契約を締結する事務所の代表者又は当該法人の経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

4 選定スケジュール

募集開始	令和6年4月23日(火)
質疑受付	4月26日(金)午後5時まで
質疑回答	5月1日(水)午後1時まで
企画提案書等の提出期限	5月7日(火)午後5時まで(書類必着)
ヒアリング参加者選定結果通知	5月10日(金)
ヒアリング(選定委員会)	5月14日(火)
受託特定結果の公表	5月17日(金)
契約締結日	5月中

5 参加手続等

(1) 発注課及び提出先

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858 我孫子市役所 秘書広報課 あびこの魅力発信室 電話04-7185-2493 FAX 04-7185-1520 メール propo_miryoku2024@city.abiko.chiba.jp

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和6年5月7日午後5時までに 前記(1)の発注課に**書留又は簡易書留 により郵送(期限必着)**してください。

6 質疑及び回答

(1) 質疑

令和6年4月26日午後5時までに、5(1)に記載のメールアドレス宛に様式9を提出してください。メール送信後に、発注課への到着確認の電話を入れてください。

(2) 回答

令和6年5月1日午後1時までに我孫子市ホームページの入札・契約情報に 掲載します。

7 参加報酬及び契約額

- (1) プロポーザル参加報酬 無償とします。
- (2) 契約額

次の予定価格以下で受託者の見積額とします。

予定価格 6,347,000円(税込み)

8 企画提案の評価

選定委員会において、次のとおり評価して受託者を特定します。

(1) 評価項目等

評価事項	評価項目	評価方法
経営状況	総売上高、払込資本金、流動比率、総職員数、技術職員数、営業年数、ISO取得状況	様式2の書類審査
実績状況	国及び地方公共団体のシティプロモーション紙制作に関する事業(以下、シティ プロモーション事業)	様式3の書類審査
課題に対する提案	提案の的確性、提案の独自性、提案の実 現性	様式5の書類審査 及びヒアリング
	事業の実施方針	様式6の書類審査 及びヒアリング
	事業の実施体制	様式7の書類審査 及びヒアリング
	事業の施行計画	様式8の書類審査 及びヒアリング
その他	見積価格	見積書

(2) 書類審査

選定委員会で企画提案を書類審査し、適当と認められる者を5者程度選定して、委員会に出席を要請します。

書類審査の結果及び非選定の理由は、令和6年5月10日までに文書で通知 します。

(3) ヒアリング

選定委員会を次のとおり開催し、参加者のうち実際に事業を担当する者の出席を求め、提案内容の説明及び質疑応答により受託者を特定します。

ア 日時及び場所

令和6年5月14日 午前9時30分から 会場 市役所 会場の詳細と参加者ごとの参集時間は、別途通知します。

イ 提案内容の説明

15分以内

提出した企画提案書のみに基づき説明してください。

なお、企画提案書をプロジェクターで拡大することはできますが、追加資料を用いることはできません。

ウ 質疑応答

15分以内

工 出席者

3名以内

総括責任者、主任技術者又は事業を実施する際の責任者が出席してください。

オ 受託者の特定

評価点数の合計が最も高かった提案者を受託者として特定します。同点で最も高い提案が2以上あるときは、くじにより受託者を特定します。なお、やむを得ない事情によりヒアリングを欠席した選定委員がいた場合は、参加した委員の評価点数を基に受託者を特定することとします。

カ ヒアリングの結果及び非特定の理由

令和6年5月17日までに文書で通知します。また、結果は我孫子市ホームページの入札・契約情報に掲載します。

(4) 最低基準点

最低基準点とは、事業が適切に履行されないおそれがあると認められる場合の評価点です。本プロポーザルでは、次のように最低基準点を設定し、同点を超えない提案は採用しません。

最低基準点 45点

9 提出書類

- (1) 企画提案書兼誓約書(表紙・様式1)
- (2) 参加者の概要(様式2)
- (3) シティプロモーション事業実績一覧(様式3)
- (4) シティプロモーション事業の実績内容(様式4)
- (5) 事業の課題に対する提案(様式5)-2種類
- (6) 事業の実施方針(様式6)
- (7) 事業の実施体制(様式7)
- (8) 事業の施行計画(様式8)
- (9) 移住促進 PR紙などの見本作品
- (10) これまでに制作したシティプロモーションや移住PR紙など
- (11) 見積書(任意様式)

10 作成方法

(1) 企画提案書兼誓約書(様式1)

参加者の欄は、主たる営業所又は受任事務所について記入し、代表者印又は 受任者の印を押印してください。押印を省略する場合は、様式に必ず本件責任 者氏名を明記してください。

(2) 参加者の概要(様式2)

英数字は、全角で記入してください。

「4 直近決算の経営状況」から「7 ISO取得状況」は、評価対象となるので必ず記入してください。

(3) シティプロモーション事業実績一覧(様式3)

次のとおり記入します。各事業の件数が記入欄の数を超える場合は、該当する事業について大きい順に記入します。

参加者が過去5年間に履行が終了した事業のうち、契約金額が500万円 以上の業務とします。

- (4) シティプロモーション事業の実績内容(様式4)は、参加者が特に訴えたい 事業について、作成します。
- (5) 課題に対する提案

本事業の課題は、次のとおりです。

課題1	移住促進PR広告と移住PRリーフレット「住み替えあびこナ
	ビ」・「住み替えあびこナビEAST」2種類の紙面のあり方
	と制作の工夫などについて
課題 2	本市への住み替えを促す効果的な紙面とWEB広告の工夫・フ
	リーペーパー配布方法とWEB媒体の活用、および自社媒体を
	利用したPRなどについて

提案は、課題について参加者の基本的な考え方を文章で簡潔に記入します。 文章を補完するための最小限の写真、イラスト又はイメージ図は使用できます が、別紙等を用いないで用紙内に収めてください。また、模型(模型写真を含 む)等は使用できません。

(6) 提出部数等

ア 各様式の作成枚数は、1枚とします。ただし、様式5は課題ごとに1枚作成してください。

イ 様式1から様式8までをホチキスで綴じて冊子にまとめ、6部提出してく ださい。

ウ 用紙の大きさは、A4版タテ(左綴じ)とします。ただし、見積書は任意

様式とします。

- エ 見積書は、代表者印又は受任者印を押印し、封かんの上1部提出してください。
- オ (9)移住促進PR紙などの見本作品及び(10)これまでに制作したシティプロモーションや移住PR紙などは、6部提出してください。

11 その他

- (1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
- (2) 契約
 - ア 契約に当たり、特定された事業者(以下「契約予定者」という。)から提案があった内容を踏まえ、再度見積書の提出を求めます。契約予定者は、発注課からの見積依頼に基づき見積書を提出します。この際、見積書の金額は、原則としてプロポーザルの際に提出された見積書の金額と同額とします。
 - イ 本事業の実施時期に係わらず、契約は、プロポーザルを実施した年度内 に行います。
 - ウ 契約書及び約款は、原則として市規定のものを用います(市ホームページ >事業者向け情報>入札・契約>入札・契約制度>契約書様式等に掲載)。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口前記5(1)の発注課
- (4) 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等に適合しないもの
- イ 募集要領に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適 合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 参加資格又は受注資格の喪失

選定委員会の開催前に参加者が選定委員に対して提案の追加又は補足説明等を行ったことが判明した場合、次のように参加資格等を喪失します。

- ア 選定前に判明した場合は、参加資格を喪失します。
- イ 選定後に判明した場合は、受託資格を喪失します。
- (6) その他

ア 企画提案に係る費用は、無償とします。

- イ プロポーザル結果表については、特定された者及び特定されなかった全 ての者の名称及び評価点を原則公表します。ただし、選定委員会において、 特別な理由により特定されなかった者の名称を公表しないと決定したとき は、この限りではありません。
- ウ 企画提案書は、プロポーザル以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- エ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに指名 停止措置を行うことがあります。
- オ 企画提案書は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に複製を作成することがあります。
- カ 企画提案書の提出期限後における、企画提案書の差し替え及び再提出は 認めません。また、企画提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死 亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができません。
- キ 企画提案書は、返却しません。
- ク 発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、転載又は引用することはできません。
- ケ 発注者から借用した資料は、企画提案書の提出期限に企画提案書ととも に返却するものとします。また、資料を紛失した場合は、実費弁償するも のとします。